

(4) 退職給付引当金について、今後は新地方公営企業会計基準に従った所要額の計上を検討すべきである。(意見)

電気事業会計において自己都合期末要支給額を目標に、平成22年度末で退職給付引当金を864百万円計上しているが、今後は新地方公営企業会計基準に従った所要額を、原則法ないしは簡便法により算定する必要がある。平成22年度末現在、電気事業会計で約15百万円の引当金計上不足が生じている。

平成22年度現在、地方公営企業法の規定により、電気事業会計において自己都合期末要支給額を目標に、平成22年度末で退職給付引当金を864百万円計上している。

これは、電気料金の原価構成要素として、毎期基準賃金の20%を退職給与金として予算化した上で計上しているもので、当該予算金額は国(経済産業省)に認められたものである。

このように、現行の地方公営企業法における退職給与引当金の計上は任意であるため、各団体によって引当金の算定及び計上方法が異なり、その結果、各公営企業の適正な経営状況の把握ができず、公営企業間の比較可能性が損われる状況となっている。

今後は、「指針」第5章第3第4項に基づき、以下のいずれかの方法により、退職給付引当金を算定し、計上する必要がある。

- ① 原則法  
企業職員の退職時に見込まれる退職手当の総額のうち、当該事業年度の末日までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から期末現在までの期間に基づき割り引いて計算する方法。
- ② 簡便法  
当該事業年度の末日において全企業職員(同日における退職者を除く)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法。

原則法は保険数理人(アクチュアリー)などによる退職給付債務の計算が必要となるが、公営企業では民間企業と異なり一般会計等との人事交流が頻繁にあり、退職給付債務の計算が困難な場合が予想されると考えられるため、簡便法で計算する場合が多くなるものと考えられる。

また、事業年度の末日の翌日に一般会計等へ異動することが明らかな場合であっても、交代で着任する職員がおり、事業年度末日において公営企業に在籍していることから、公営企業における退職給付引当金の算定が必要となると考えられるため、留意が必要である。この点、電気事業会計においては問題なく引当金計上されているものの、温泉事業会計・地域振興事業会計においては退職給付引当金を一切計上していない。その理由

としては、人事交流の関係で、いずれの会計においても在職期間が一番長くなるという職員は想定されず、事務職は一般会計、技術職は電気事業会計といった具合に、在職期間が一番長くなる会計において退職金を支払うことを想定しているためである。尚、平成22年度末現在の状況は下記の通りである。

平成22年度末現在

(単位：百万円)

	電気事業	温泉事業	合計※1	必要額※2	引当額※3	差引
技術者	740	34	774	774	—	—
事務職	293	34	327	105	—	—
合計	1,033	68	1,101	879	864	15

※1 現員者に対する退職給付引当金

※2 将来支払うことが想定される退職給付引当金

※3 平成22年度末現在、貸借対照表に計上された退職給付引当金

新会計基準では企業局が将来負担する部分である上記必要額が退職給付引当金として計上すべき金額であることから、平成22年度末現在、電気事業会計においては約15百万円の引当金計上不足となっている。また、温泉事業会計においては、退職金の支払いが想定されていないため、平成22年度末時点の必要額を引当金計上する必要はないものの、仮に当該職員に対し将来電気事業会計において退職金を支払うのであれば、電気事業会計において、温泉事業会計での在職期間分を通算の上、退職給付引当金を計上することに留意する必要がある。この場合、その旨の注記が必要になるものと思われる。

なお、地域振興事業会計については、指定管理者制度により施設を管理しており、専任の職員はいないため、退職給付引当金は計上されないこととなる。

(5) 電気事業会計の漏水準備引当金が9,390千円過大計上となっている。(意見)

電気事業会計における平成23年度末現在の漏水準備引当金残高312,968千円は、平成23年度引当金限度額303,578千円と比べて9,390千円の過大計上の状況となっており、引当金取崩処理の要否を検討する必要がある。

県企業局は、平成20年度までは、電気事業法上「電気事業者」に該当していたため、電気事業法第36条及び漏水準備引当金に関する省令に基づき、漏水準備引当金の計上が義務付けられていたが、平成21年度からは、電気事業法上「卸供給事業者」に移行し、漏水準備引当金の計上については、電気事業法による義務付けの対象外となった。平成23年度の電力量と収入を計算要素とした計算結果は以下のとおりとなっている。

$$(675,569 \text{ 千円} - 0.719 \text{ 円/kWh} \times 475,753 \text{ 千円} \times 2/10) \times 1/2 = 303,578 \text{ 円}$$

(注1) 「漏水準備引当金に関する省令」第3条第1項第2号に、積立限度額の算出方法が規定されており、それに基づき算出している。

(注2) 「0.719円/kWh」については、「年間水力発電電位あたり運転費の予定値」であり、「年間水力発電電位あたり運転費」は、「同省令第1条第1項第7号に規定の「水力量電力量の増減に比例して増減する費用の1キロワット時あたりの値」である。

(注3) 「2/10」については、県の電力受給契約は定額分8割、従量分2割の2割制をとっており、発電電力量の増減によって影響をうけるのは全体の2割であることから、2/10を乗じている。

当該年度に303,578千円の引当金計上が可能であるが、すでに引当金残高は312,968千円となっており、当該引当金計上可能額を9,390千円上回っている。

公営電気事業者経営者会議では、平成20年11月、河川の流量の増減によって生ずる経理の変動を調整し、健全な電気事業会計を維持するため公営電気事業者において任意に漏水準備引当金を計上することの可否について総務省自治財政局に照会を行い、

- ・公営電気事業者において、電気事業法第36条及び漏水準備引当金に関する省令にかんがみて任意に漏水準備引当金を計上することは差し支えない。
- ・漏水準備引当金の算出方法などに関しても同様に電気事業法第36条及び漏水準備引当金に関する省令を任意に適用することが適当である。

旨の回答を得ている。

当該引当金については、電気事業法上の「電気事業者」ではない現状下においては任意計上となっており、今後の将来負担に鑑みて引当の十分性は確保されると言える。但し、当該必要額から見て引当金計上過大の状況となっており、引当金取崩の要否を検討する必要がある。

(6) 賞与引当金の計上を検討すべきである。(意見)

電気事業会計及び温泉事業会計において、賞与引当金が計上されていない。現行の地方公営企業会計基準上では必ずしも計上を求められていないが、企業会計上では計上することが義務付けられており、新地方公営企業会計制度上は賞与引当金の計上求められるため、計上について検討する必要がある。

電気事業会計及び温泉事業会計において、職員給与条例により期末手当及び勤怠手当(以下、「賞与」とする)が支給されている。地方公営企業会計基準上では、賞与引当金の計上を必ずしも要求されていないため、賞与引当金が計上されていない。この処理は現行の地方公営企業会計基準に準拠した処理ではある。

しかし、企業会計上では、期間損益の適正な表示の要請から、また、法的な債務(条件付債務)としての性格を有する当該引当金は負債に計上しなければならぬとされている。さらに、平成26年に改訂される地方公営企業会計基準においては、引当金の計上要件を満たす場合には、賞与引当金の計上が求められることとなっており、今後、賞与引当金の計上につき留意する必要がある。

なお、賞与の評価対象期間及び支給日は以下の通りである。

夏季賞与：評価対象期間(12月2日から6月1日まで)、支給日(6月30日)  
 冬季賞与：評価対象期間(6月2日から12月1日まで)、支給日(12月10日)

また、賞与引当金を計上した場合の試算を行うと、以下の通りである。

平成23年6月30日に支給された賞与の金額は、電気事業会計が79,295,876円、温泉事業会計が3,459,140円である。また、賞与にかかる共済組合負担金のうち、企業局の負担分は、電気事業会計が12,841,306円、温泉事業会計が567,333円である。(共済組合負担金の負担率は一般職員の期末勤勉等の負担率を採用している(短期給付：4.265%、介護保険：0.502%、長期給付：11.634%、合計：16.401%)。)

平成23年度においては、当該年度に帰属するのは12月2日～3月31日までの120日であるため、電気事業会計及び温泉事業会計において、以下の金額を賞与引当金として計上することとなる。

電気事業会計：(79,295,876円 + 12,841,306円) × 120日 ÷ 365日 = 29,962,909円  
 温泉事業会計：(3,459,140円 + 567,333円) × 120日 ÷ 365日 = 1,323,771円  
 尚、企業会計上、引当金は正確な期間損益計算を行い、財政状態の適正な把握のために計上すべきものであることから、現在は新地方公営企業会計基準に準拠した計上を義務付けられていないとしても、早期に計上し財務諸表の明瞭性を確保することも必要である。

Ⅷ. その他

(1) 電気事業会計から市町村振興資金特別会計に貸付けられている利息計算に間違いがある。(指摘事項)

電気事業会計から市町村振興資金特別会計へ資金の貸付が行われている。平成23年度末に元利金の償還が行われているが、支払期日が銀行休業日に当たることから1日早く償還されている。金利の計算は年度末を基準に計算されていることから、電気事業会計では当該1日分の金利を多く受け取っている。本来は借入期間に応じた金利計算を行うべきである。

電気事業会計では市町村振興資金特別会計へ下記の条件で平成23年3月31日貸付している。

貸付金額：39,000,000円

貸付期間：平成24年3月31日まで

貸付利率：年利1.0%

元利金の支払期日：元利金の支払期日は、平成24年3月31日とする。ただし、元利金支払日が銀行休業日に当たるとする場合は、その前日とする。

平成24年3月31日が銀行休業日にあたることから、約定に基づき前日に元利金は償還されている。金利の計算は当初の支払期日である平成24年3月31日までの1年間分の390,000円で計算されている。しかし、本来は平成24年3月31日が銀行休業日であることは事前に判明していたことであるから、前日までの貸付期間で金利計算を行うべきである。

$39,000,000 \text{円} \times 1\% \times 365 / 366 \approx 388,934 \text{円}$

したがって、電気事業会計では1,066円多く金利を受け取っていることとなる。影響額は少額であるが、民間と同様な処理を行うべきである。

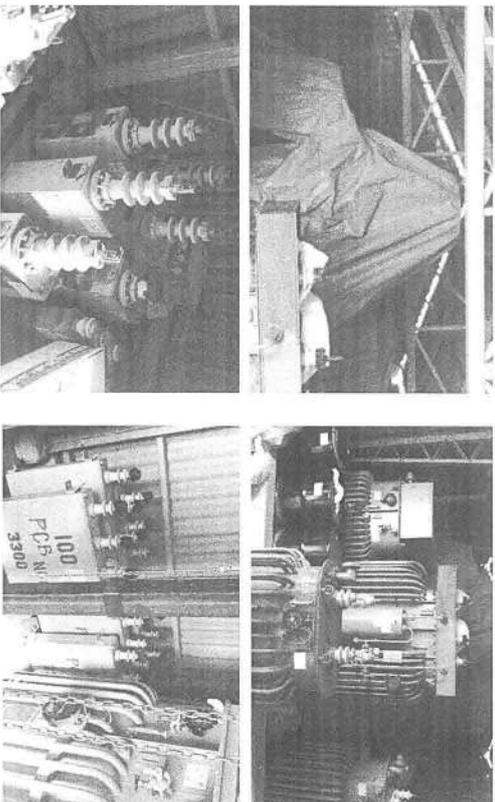
尚、期限の利益の放棄を合意していたもの等特別な取扱いを行うのなら、当初から契約に盛り込むべきものと思われる。先にも記載の通り、企業局の事業は独立採算を原則としている限り、損益や収支の状況を明瞭に表示することが必要である。

(2) 早川水系発電管理事務所の倉庫においてPCB含有物が未処理のまま保管されていたドラム缶が存在したが、漏洩事故の危険性もあるため早急に対処されたい。(指摘事項)

企業局が所有するPCB含有設備はひとまず早川水系発電管理事務所の倉庫に保管されるが、PCB含有物を入れたドラム缶が103本未処理のままとなっている。漏洩事故の危険性もあるため、適切に保管されたい。現に保管後漏洩し、修繕処理をおこなったドラム缶等もあるため、速やかな対応が必要である。

企業局が所有するPCB含有設備はひとまず早川水系発電管理事務所の倉庫に保管されるが、平成23年度末現在、最終処理施設に運搬されていないPCB含有設備は47台、このほか登録が出来ないウエアや汚泥等が入ったドラム缶も103本と大量に存在している。また、少量ではあるが、搬出計画に組み込まれていないPCB含有物(絶縁油分析検体)が6個ある。

上記のドラム缶103本は、PCB処理業者である日本環境安全事業㈱(以下JESCOという)の処理が決まっていないためそのままドラム缶に入れていることである。コンクリート敷きの土壌汚染を防止した倉庫に保管されているとはいえ、倉庫内で漏洩の危険性は否めないため、適切な保管容器に移し替えるべきである。現に、早川水系発電管理事務所の倉庫に搬入された後に漏洩し、抜油処理等をおこなったドラム缶もあるため、速やかに対応して搬出までの間適切な保管に努めるべきである。



PCBの保管状況

(3) 未処理となっている PCB 含有設備の処理費用の見込みは 2 億 6 千万円余と多額であるため、費用の引当て等を検討されたい。(意見)

PCB の処理は環境省の指導に基づいて行っているが、PCB の処理費用の見込みは 2 億 6 千万円余と多額であるため、企業局としても費用の引当てや積立預金を計上する等、独自に対応を検討しておくことが望まれる。

環境省の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」によれば、平成 28 年 3 月までに PCB を含む高圧トランス等を処分しなければならないとされている。(※注) 環境省から指定された山梨県の処理業者は平成 27 年 3 月までしか稼働が約束されていないので、当面はこの時までには処理を進める必要があるとのことである。

(※注) PCB 廃棄物特別措置法施行令の平成 24 年 12 月改正で平成 39 年に延長。平成 23 年度末で把握されている企業局の PCB 含有設備の処分費用は平成 24 年度約 3,000 万円、平成 25 年度約 4,800 万円、平成 26 年度以降約 1 億 8,800 万円の見込みとなっており、総額 2 億 6,000 万円余が見込まれている。

環境省の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」には次のような記載がある。

第 1 節 4 地方公共団体の役割  
・・・さらに、都道府県は、国と協調してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことが必要である。

上記の記載は、環境省が PCB 処理費用の負担能力の低い中小企業者に対し処理費用の一部を助成するため、各県等から補助を集め、基金を造成することを意図したものであることである。企業局は当該基金から補助を受ける中小企業者には該当しない為、独自に PCB 処理費用を手当てしなければならないものと思われる。  
従って、将来の処理費用の支出に備えて、費用の引当てや、積立預金を計上する等適切な対応を検討されたい。

(4) 山梨県企業局が参加した海外調査に係る費用は、第三者に対してその内容に疑義を生じさせる可能性がある。また、調査の有効性を費用対効果の観点から検証することも必要である。(意見)

山梨県企業局が参加した公営電気事業経営者会議主催の海外調査は、その費用明細を確認した範囲においては、その支出内容の適切性について、第三者に疑義を生じさせる可能性が存在するものであった。全額公費で実施される性格からして、その支出内容については特段慎重な確認が必要であったと判断される。また、研修旅行との差異を明確化し、事業へ有効に反映されているかをあらためて検証することが必要と史料される。

電気事業を行っている地方公共団体によって構成される公営電気事業経営者会議では、平成 22 年度まで海外電気事業調査事業を行っていた。この事業の概要は会員から任意で希望者を募って、海外における電気事業についての調査を実施するというものであった。参考として、募集要項に記載されていた、平成 22 年度第 16 回の海外調査の目的は以下のとおりであった。

「第 16 回海外電気事業調査計画」  
わが国では、地球温暖化対策に係る政策の策定等が進められており、公営電気事業を取り巻く情勢が大きく変化している。このような情勢の中で、公営電気事業者としての競争性の追求に係る手法や、地域に根ざした事業のあり方等について、海外における電気事業の現状を直接的に把握し、一層の知見を深めるとともに、従来にない価値観を創出し、今後の公営電気事業の進展に資することを目的とする。

山梨県企業局もこの海外調査に職員を派遣しており、参加費用についてはその全額を山梨県企業局の予算において、つまりは公費にて支出を行っていた。山梨県企業局も参加を行った平成 20 年度から平成 22 年度までの各年度に行われた海外調査の全 3 回について参加者 1 人当たりの費用とその内訳を確認したところ、以下のとおりであった。

	平成20年度 ドイツ・イタリヤ 11/5～11/14 (現地8泊)	平成21年度 米国(ロサンゼルス等) 11/15～11/22(現地6泊)	平成22年度 スペイン、イギリス 9/28～10/6 (現地7泊)
航空運賃	148,000円	160,000円	181,300円
宿泊費	128,000円	90,000円	105,000円
食事代	80,000円	42,000円	49,000円
現地交通費等	62,000円	70,000円	73,700円
通訳・現地ガイド・ 添乗員費用	167,300円	280,000円	225,000円
その他費用	64,700円	22,000円	30,600円
参加費合計	650,000円	664,000円	664,600円
調査団人数 (添乗員除く)	6人	3人	6人

海外調査の日程表や、調査後に作成された報告書(各年とも約40～50ページ程度)で確認した範囲においては、当該調査の主目的が「海外における電気事業についての調査等」であることは確かであると判断される。しかし、その行先がヨーロッパやアメリカであることを考慮したとしても、6泊から8泊で1人当たりの費用が66万円程度であり、果民に対して「相当に高額な旅費である」といった感覚を与えることは避けられないのではないかと思料される。特に、費用の中でも高額となっているのが表中の「通訳・現地ガイド・添乗員費用」に関するものである。上記表中の金額は参加者1人当たりの金額であるため、旅費全体での当該項目に係る費用は平成20年度が167,300円×6人で1,003,800円、平成21年度が280,000円×3人で840,000円、平成22年度が225,000円×6人で1,350,000円となっている。「通訳・現地ガイド・添乗員費用」として発生する費用としては、専門的な調査であることを考えても、かなりの高額であり、その支出の全額が通訳等の費用に係るものであったのかという疑念を第三者に生じさせる可能性がある。確かにこの海外調査の企画は公営電気事業経営者会議によるものであり、山梨県企業局としてはそれに従って費用を支払ったのみではあるが、全額公費での実施という性格からして、その支出の内容については特段に慎重な確認をするべきであったと判断される。

また、調査報告書は作成されているものの、費用対効果の観点からその調査がどのように事業に反映されているか検証することも必要である。一般的には、調査の必要性が生じ、その調査の目的にあった企画が設けられるべきと思われる。上記の第16回の海外調査の目的には調査の必要性が特に感じられず、単なる研修旅行との疑念を抱かれる可能性がある。

(5) クリーンエネルギーに係る普及啓発活動を更に積極的に推進することが期待される。(意見)

クリーンエネルギーへの関心や評価が急激に高まっている現在、それに係る普及啓発活動を山梨県企業局として行うことの意義は非常に高いものであると考えられる。現在行っている普及啓発活動は各出先において独自に行っていると感じられたが、改善が必要と考えられる事案に対して、企業局全体で何らかの策を講じることは可能ではないかと思料される。今後も、普及啓発活動について更に積極的に活動を行うっていくことが期待される。

山梨県企業局では各出先機関において、クリーンエネルギーに係る普及啓発活動を行っていることは本報告書でも記載したが(97ページ、111ページ、121ページ)、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故以来、クリーンエネルギーへの関心や評価が急激に高まっている現在、そのような活動を山梨県企業局として行うことの意義は非常に高いものであると考えられる。しかし、現在行っている普及啓発活動は企業局全体で有機的に行っているというよりは、各出先において独自に行っていると感じられた点は否めない。

例えば、発電総合制御所において毎年開催しているゼロンキーズや夏の工作教室などは、募集定員に対して参加希望者が超過してしまうといった状況が毎年続いている。開催する場所の確保や運営する職員の人員等に制限があることは理解するところであるが、将来を担う子どもたちに対してクリーンエネルギー、つまり環境教育を行う上で有効なコンテンツであるゼロンキーズ等を現状のままにしておくことは、非常に惜しいと感じられる。また、笛吹川水系発電管理事務所において行っている袖ノ木発電所の施設見学についても、中学校や小学校が課外学習等で一度に大人数での見学を希望した場合に対する体制の構築や、前時代的な展示室の更新についても検討が必要であると考えられる。

普及啓発活動に係る経費を売電料金に転嫁することが難しいなどの事情があることは理解するが、このような活動を進めていくことは広く果民の福祉の増進にも繋がると思われるため、今後も普及啓発活動について更に積極的に活動を行うっていくことが期待される。

(6) 現在使用されている切手受払簿は残枚数が把握できない様式であるため、様式の改正を行うべきである。(意見)

山梨県企業局においては、郵便切手類の受払管理を「郵便切手類受払簿」により行っているが、現在の様式では、切手の種類別の残枚数を把握するためには、一定の計算が必要となる。切手類の管理のためにはその合計残額のみならず、切手の種類別の枚数を管理することが重要である。この「郵便切手類受払簿」は山梨県財務規則で定められた様式であるため、今後は必要な情報が一目して把握できるように、切手受払簿の様式について山梨県として改正を行うことも検討すべきである。

山梨県企業局においては、郵便切手類の受払管理を「郵便切手類受払簿」により行っている。各出先機関における切手類の実査の結果については別に記載したが、企業局で共通して使用されているその受払簿については、その様式について一部改正が必要であると判断される。

年月日	受 払			受 払			残額	備考
	円	円	金額	円	円	金額		
	10	20	...	10	20	...		
○月分計								
累計								

上記が現在使用されている受払簿様式の概略である。現在の様式では月計、累計ともに受高及び払高の発生枚数の計は把握できるが、切手の種類別の枚数を把握するためには、「受高累計ー払高累計」という計算が必要となる。切手類の管理のためには合計残額のみならず、切手の種類別の枚数を管理することが重要である。例えば、上記表の累計行の下に、「次月繰越残高」の行を設け、純額での種類別切手残高枚数を記載することも1つの方法として挙げられる。また、この「郵便切手類受払簿」は山梨県財務規則で定められた様式であるため、今後は必要な情報が一目して把握できるように、切手受払簿の様式について山梨県として改正を行うことも検討すべきである。

(7) 貸与された被服に社名や社章等を明示して、県民にわかりやすい対応や所得税法上給与課税の行われないような明確な対応を行うべきである。(意見)

山梨県企業局では山梨県企業局被服貸与規程に基づき対象者のうち希望者に対して作業服の貸与を行っている。専ら勤務場所のみにおいて着用する作業服等は、所得税法上給与課税されないこととなっている。このような取扱が明確となるように、山梨県企業局の社名又は社章等を作業服に記載すべきである。また、来訪する県民の利便性のためにも企業局職員であることを明示すべきである。

山梨県企業局では、企業局被服貸与規程を設け被服の貸与を行っている。当該規程では、被服貸与台帳を設け被貸与者ごとに管理し、離職時等の貸与品の返納や滅失・毀損時の損害賠償等を規定している。また、貸与品ごとに貸与期間を設け、貸与期間を経過した貸与品は被貸与者に無償で払い下げている。

被服の貸与について、所得税法上給与課税の行われない場合は次のように取り扱われている。

所得税法施行令第21条(非課税とされる職務上必要な給付)  
 二 給与所得を有する者でその職務の性質上制服を着用すべき者がその使用者から支給される制服その他の身回品  
 三 前号に規定する者がその使用者から同号に規定する制服その他の身回品の貸与を受けることによる利益  
 所得税法基本通達9-8(制服に準ずる事務服、作業服等)  
 専ら勤務場所のみにおいて着用する事務服、作業服等については、令第21条第2号及び第3号に規定する制服に準じて取り扱って差し支えない。

この場合の「制服」とは職務の性質上着用を義務付けられている場合であり、この制服は一見して特定の職員等であることが判別できるものであることを要する。また、制服ではなく作業服等であっても専ら勤務場所のみにおいて着用するものについては上記の通り「制服」と同様な取扱となっている。

山梨県企業局では、企業局被服貸与規程に基づく対象者のうち希望者に貸与されている状況にあり、また、専ら勤務場所のみにおいて着用するものであるか否か明確に判別できない状況にある。したがって、当該作業服には山梨県企業局の社名又は社章等を記載することにより、一見して企業局の職員等であることが判別できるようにすべきである。また、企業局は各事業所等において展示施設があり、啓発活動も行っており、外部の者と接する機会も多いことから、社員証だけでなく、企業局の職員であることを明示することにより、より県民にわかりやすい対応を行うべきものと思われる。

1-2. 発電総合制御所

1. 契約関係

(1) 監視制御システム保守点検業務委託契約の契約内容の見直しを検討すべきである。  
(意見)

発電総合制御所では監視制御システムの保守点検委託契約を行っているが、次のような契約内容の見直しを行うべきである。

- ①契約履行期間の始期が6月4日となっているので、保守業務については契約準備行為に準ずる方法等を採用し、4月1日から履行を開始するような契約を締結すべきである。
- ②平成22年度の委託契約の保守業務は障害が発生した時の対応業務3回分であるが、3回の対応時何れも修繕等の支出を伴うものであり、保守業務としての意味合いは少ないものと思われる。当該契約は点検業務のみの委託とすべきである。
- ③契約書内に綴られている仕様書には点検項目の記載があるが、各年度に実施しない項目は項目欄に×を記載している。契約書内においては×による点検項目の削除ではなく、項目を記載しないこと等による対応を図るべきである。

発電総合制御所では、監視制御システムの構築先であるA社と当該保守点検業務について随時契約を締結している。平成22年度の契約内容の概要は次の通りである。

委託業務名：監視制御システム保守点検委託

履行期間：着手 平成22年6月4日

完成 平成23年3月31日

業務委託料：4,263,000円

公共事業総合管理システムに委託先が入力したデータの抜粋

業務内容	金額 (円)	内、障害対応分 (円)
点検・整備費	3,222,000	644,000
共通仮設	390,000	90,000
現場管理費	50,000	※1 -
点検整備管理費	40,000	※1 -
一般管理費	358,000	※1 -
消費税等相当額	203,000	※2 36,700
合計	4,263,000	770,700

※1 障害対応業務に該当する金額は不明

※2 点検・整備費及び共通仮設に対応する消費税等相当額

契約内容等を閲覧すると以下のような改善すべき事項が見られた。

①契約履行期間の始期は上記の通り6月4日となっている。当該契約の現状では4月1日から6月3日の間は当該契約に基づいた保守業務は実施されないこととなる。この期間に障害が生じた場合には別途委託をしなければならぬ状態である。障害に対する迅速な対応や効率性・経済性の観点からも、保守業務については契約履行期間の始期が4月1日となるような契約を締結すべきである。

②上記保守点検委託契約の業務範囲は、発電総合制御所における監視制御システムの精密点検(1回)・普通点検(1回)、早川水系発電管理事務所におけるデータ中継装置の精密点検及び障害時対応(3回)である。障害時対応業務は障害が発生した時に技術者を派遣する業務3回分である。平成22年度の3回の障害時対応は下記の通り何れも修繕等の支出を伴うものであり、障害時の保守業務としての意味合いは少ないものと思われる。このような委託業務がなくとも障害発生時に個別に修繕を依頼した場合にも同様な費用の支出が行われることから、上記に記載された業務委託料の内、障害対応分770,700円は必要ないものと思われる。現状のような修繕を伴うような障害時対応を行うのなら、当該契約は点検業務のみの委託とすべきである。

年月日	工事内容	金額 (円)
平成22年6月4日	監視制御システム監視卓WS部品交換	344,400
平成22年7月6日	監視制御システム総監盤WSサーバーボード交換	493,500
平成22年12月29日	監視制御システムプリントWS障害復旧	1,260,000

尚、平成23年度における障害時対応業務3回は何れも上記のような支出を伴う修繕業務ではなく、不具合への対応業務であった。

③契約書内に綴られている仕様書には実施すべき点検項目が表の形式で記載されているが、当該年度に実施しない点検項目は表の中の項目欄に×を記載している。×の記載では、×を追記することにより、契約内容の改ざんが可能である。一般的には契約書の記載内容の変更は、2重線で訂正の上、欄外に○字削除、○字挿入等の記載で対応していることから、契約書内においては×による点検項目の未実施を表現するのではなく、当該年度に実施しない点検項目は記載しないこと等による対応を図るべきである。

(2) 平成 21 年度に行われた植栽管理の随意契約に係る企業局の対応は拙速なものであったと判断される。(意見)

発電総合制御所が平成 21 年度に行った植栽管理の随意契約は、聴取した見積書の全てが予定価格を超過しており、1 度不調となったため、委託内容に寄植剪定の追加を行った上で予定価格の再積算が行われた。当初の予定価格に寄植剪定が含まれていなかった理由は、経費の節減及び人材育成制度の一環として職員自らで行うことを計画していたためであるとのことだが、結果として当初の目的は未達成に終わってしまっており、今回の企業局の対応は拙速なものであったと判断される。また、委託内容が追加になっているにも関わらず、当初見積金額よりも低い金額を全ての業者が提示してきたという事実からすると、委託内容の説明について、一定の配慮を行うことを検討すべきではなかったかと思料される。

発電総合制御所が平成 21 年度に行った植栽管理の委託契約に係る経緯は以下のとおりである。

①平成 21 年 6 月に「発電総合制御所敷地内の植栽の良好な状態を維持すること」を目的として植栽管理委託が起案された。本委託に係る予定価格は 300,000 円(消費税抜き、以下同様)と積算された。

②本委託の契約形態は山梨県財務規則に従い、発電総合制御所が選定を行った 3 社の見積り合わせによる随意契約であった。

③3 社から徴取した見積金額はいずれも予定価格を上回るものであったため、その後見積書の再徴取が行われたが、2 回目においてもその金額は予定価格を超過していたため、本契約は不調の取扱いとなった。

1 回目見積金額	2 回目見積金額	
A 社 450,000 円	A 社 410,000 円	※左表のとおり、1 回目、2 回目ともに予定価格の 300,000 円を超過していた。
B 社 475,000 円	B 社 430,000 円	
C 社 460,000 円	C 社 445,000 円	

④不調を受けて、発電総合制御所では予定価格の再積算を行った。再積算後の予定価格は 470,000 円と当初の予定価格に比して大幅に増加した。

⑤当初と同じ選定業者から見積書の徴取を行い、1 回目の見積り合わせにより契約業者が決定した。

1 回目見積金額
A 社 400,000 円
B 社 405,000 円
C 社 406,000 円

※左表のとおり、3 社とも予定価格を下回る見積書の提示がなされ、最も低い価格を提示した A 社が契約業者と決定した。

この内、経緯④において行われた予定価格の再積算の内容を、植栽管理委託仕様書において確認したところ、予定価格の再積算に当たっては、以下のとおり委託内容の追加が行われていた。

当初仕様書の委託内容	予定価格増加時の委託内容
高木剪定及び中木剪定	樹木剪定(高木・中木・寄植剪定)
防除(中高木・寄植・芝)	防除(中高木・寄植・芝)
施肥(中高木・寄植・芝)	施肥(中高木・寄植・芝)
その他監督員の指示するもの	その他監督員の指示するもの
1 回	1 回
1 回	1 回
1 回	1 回
1 回	1 回

当初の仕様書において、寄植剪定が含まれていなかった理由について確認を行ったところ、「その前年度までは寄植剪定についても業者に委託を行っていたが、平成 21 年度においては経費の節減及び人材育成制度の一環として職員自らで行うことを計画していたためである」とのことであった。そのような試み自体に異を唱えるところではないが、予定価格の再積算時においてはその目的は全く考慮されていなかった。結果として当初の目的は未達成に終わってしまっており、今回の企業局の対応は拙速なものであったと判断される。また、当初契約の不調後に、再度見積書の徴取を行う際には、委託内容が追加となった仕様書を各業者に送付しているため、企業局に手続き上の瑕疵は存在しないと判断されるが、実際には全ての業者がその見積書の再提出にあたって、委託内容が追加になっているにも関わらず、当初見積金額よりも低い金額を提示してきたという事実を勘案すると、業者に対する委託内容の説明について、一定の配慮を行うことを検討すべきではなかったかと思料される。

(3) 1 社単独の随意契約となっている工事について、入札を見直すことも必要である。  
(意見)

電力会社との取引に用いる計器の取替工事について、指名競争入札を実施しているが、他社の辞退により 1 社単独の随意契約となることが続いている。その当初落札率は高い数値を示している。このことは、入札の透明性に疑義を生じる可能性がある。予定価格を事前公表していることも辞退の要因の一つとも考えられるが、辞退の理由を確認し、指名業者の拡大を行うべきである。また、その理由によっては入札を断念し、単独随意契約を検討する必要がある。

各発電所では、電力会社との電気の取引量を計るため、7年ごとに計量器を取り替えている。この計量器は、計量法による「日本電気計器検定所が行う検定を受け、これに合格したものである」としての検定証明が付された特定計量器」とされており、日本電気計器検定所の検定を受けなければならない。なお、この特定計量器は、計量法施行令により有効期間が定められており、電力量計の電子式の場合は「7年」とされている。そのため、7年ごとに計量器を取り替えが必要となる。

この特定計量器の取替工事は、指名競争入札を実施している。しかし、結果としては随意契約となっている。平成 22 年度の「西山発電所他取引用計器取替等工事」の随意契約理由書には次のとおり記載されている

本工事は、計量法に基づく取引用電力量計の検定終了に伴う取替工事を行うものである。電気工業業のうち、同工事の実績のあるもの 2 者、同種電力量計の製造を行っているもの 2 者及び当該発電所の製造・据付工事を行ったもの、併せて 5 者による指名競争入札を行ったが 1 者のみの応札だけであった。  
本契約において、上記業者以外の応札は期待できない。このため、地方公営企業法第 21 条の 14 第 1 項第 8 号により、上記業者と随意契約したい。  
(地方公営企業法第 21 条の 14 第 1 項第 8 号)  
競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

また、他の特定計量器の取替工事も同様に随意契約が結ばれている。下記に入札結果及び落札率を示す。

- 工事名
- ①西山発電所他取引用計器取替等工事
  - ②野呂川・奈良田第二発電所取引用計器取替等工事
  - ③袖ノ木発電所取引用計器取替等工事

(単位：千円)

年度	工事名	予定価格	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	落札率 (%)
H22	①	2,646	辞退	辞退	辞退	辞退	2,625	-	-	99.2%
H22	②	2,971.5	辞退	辞退	辞退	辞退	2,940	-	-	98.9%
H23	③	4,462.5	辞退	-	-	辞退	4,410	辞退	辞退	98.8%

このように、E社を除く 4 社のすべてが入札を辞退するという状況が続いている。選定の理由には「同工事の実績のあるもの・・・」「当該発電所の製造・据付工事を行ったもの・・・」とあるので、1 社のみ作業が可能といった、特別な技術をともなう工事ではないと思われる。それにもかかわらず、このような状況が続いているということは不可思議と言わざるを得ない。また、これらの入札は、予定価格を指名業者に事前に通知している。そして、高い落札率である。このことは、入札の透明性に疑義を生じる可能性がある。

③の工事では、2 社の指名業者を変更しているが、双方ともに入札を辞退している。他社が辞退している状況が続いていることから鑑みて、新規の 2 社に対し、応札するか否かを事前に確認することも必要であったと史料する。

予定価格の事前通知が、辞退に繋がっていると考えられるが、各社に辞退の理由を確認する必要がある。また、理由を分析したうえで、指名業者の拡大を行うべきである。なお、その結果、各社が専門性及び特異性のある工事と判断し、採算性等から辞退を行うのならば、当初から単独随意契約を検討する必要がある。

II. 固定資産関係

(1) 今後使用する見込みのない資産については廃棄処分等を適宜進めるべきである。(指簡事項)

発電総合制御所の3階書庫の実査を行ったところ今後使用される見込みがないと判断される資産が放置されていたが、不要な保管コスト軽減のためにも適宜廃棄等の処分を進めるべきである。また発電総合制御所は災害等の緊急時において企業局の対策本部とすることとされているため、緊急時のスペース確保という目的のためにもそのような処置を進める必要がある。

発電総合制御所内、3階書庫の実査を行ったところ今後使用される見込みがないと判断される以下のような資産等が放置されている現状が確認された。

- ・パソコンモニター3台
- ・プリンター2台
- ・パソコンハードディスク2台
- ・山梨県企業局40周年記念誌232冊

今後、通常の業務において使用する見込みがなく、かつ他の施設等において再利用の可能性もないような不要資産については、保管コストを徒に発生させるのみであるため、適宜廃棄等の手続きを進めるべきである。特にパソコンのハードディスクについてはデータが残っている可能性もあるため、保管する場合にはその方法に特段の配慮が必要であるし、処分する場合にも適切な方法を採用する必要がある。また、発電総合制御所は災害等の緊急時において企業局の対策本部とすることとされている。そのような緊急時に十分なスペースを確保するという意味合いにおいても、前述したような処置は早急に進めるべきである。

(2) 備品台帳に記載が漏れているパソコンが5台ある。(指簡事項)

山梨県企業局備品及び準備品の取扱要領第3条には準備品を適正に管理するため準備品台帳を備え付けなければならない旨定められている。パソコンも1万円以上であれば準備品に該当することから、漏れなく準備品台帳に記載し現物管理することが必要である。

山梨県企業局備品及び準備品の取扱要領には次の記載がある。

第2条 (準備品の範囲)

この要領において準備品とは、次に掲げるものをいうものとする。

～中略～

三 前各号に掲げるもののほか、取得価格が1万円以上で次に掲げるものテレビ、ラジオ、テープレコーダー、カメラ、卓上電子計算機・・・

第3条 (準備品台帳)

企業出納員又は物品取扱員は、準備品を適切に管理するため、準備品台帳を財務規程に規定する固定資産原簿又は固定資産台帳に準じて備え付けなければならないものとする。

上記の通りパソコンも1万円以上であれば準備品に該当するため、準備品台帳に記載する必要があるが、記載漏れとなっていたパソコンが5台あった。(管理シール№A0004997、4998、4999、5001、5002 合計5台)

発電総合制御所では、山梨県一人一台パソコン等管理要領に基づく機器管理台帳(パソコン一覧表)を作成し、購入パソコンのみならずリースパソコンも管理しているが、購入したパソコンについては上記取扱要領に従い、準備品台帳にも記載すべきである。

(3) 固定資産の管理シールが添付されていないパソコンがある。(指図書事項)

発電制御所で管理されている固定資産のうちパソコンについて現物確認したところ、管理シールが取れているものが1台あった。またこれとは別に機器管理台帳（パソコン一覧表）に掲載されていないパソコンが1台あった。

山梨県企業局備品及び準備品の取扱要領には次の記載がある。

第4条（備品及び準備品の表示）  
備品及び準備品の表示は、品目ごとに記号及び番号で整理するとともに、別表に定めるテーマカラーを事業会計ごとに色別し、記号及び番号を表示するテーマを備品及び準備品に貼付するものとする。  
～以下略～

パソコンは1万円以上であれば準備品に該当するため、上記取扱要領に従い記号及び番号を表示するテーマを貼付しなければならない。パソコンにテーマ（管理シール）を張り定期的に現物確認することは、固定資産の有効な管理手段であるため、管理シールも取れないよう添付しておく必要がある。  
また、上記とは別に、山梨県一人一台パソコン等管理要領に基づく機器管理台帳（パソコン一覧表）に掲載されていないパソコンが1台あったが、その理由は、太陽光発電設備と一括して購入したためとのことである。しかしながら、パソコンは発電設備とは別に単独で買い替え可能なので、台帳上も区分して管理すべきと思われる。加えて、一括して購入した資産を台帳上区分しておかないと、現物と台帳を照らし合わせることが出来ないため、物品管理上も有効ではない。台帳上枝番を付けるなどにより区分し、現物との照合を行い、物品管理に役立てるべきである。

(4) 給水設備の一部の設備の交換は、修繕費ではなく資本的支出としての計上を検討すべきである。(意見)

建物附属設備のうち給水設備を構成する一部の設備が、不具合のため交換されている。修繕費として計上されているが、固定資産の本体を形成するものなので、期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと思料される。

発電総合制御所では、建物附属設備の給水設備のうち不具合となった旧自動給水機を撤去し、新たに自動給水機を設置し、支出した金額1,386,000円を修繕費として処理している。当該会計処理は下記の規定に基づく処理である。

電気事業会計では、電気事業会計規則取扱要領（以下、取扱要領という。）に基づき、資本的支出と収益的支出の区分にあたって次の通り規定している。

第十七 事業者は、資本的支出と収益的支出との区分を適正にするため、電気事業固定資産に附加（取替えのためにする場合を含み、新設及び増設の場合を除く。以下この章において同じ。）し、又は当該資産から除却した場合に資本的支出として整理すべき一定単位の物品（以下、「資産単位の物品」という。）を別表を基準として定めておくものとする。

第十八 資産単位の物品が既設の電気事業固定資産に附加された場合は、資本的支出として整理するものとする。ただし、規則第十三条第一項に該当する場合は、この限りでない。

第十九 資産単位の物品以外の物品が既設の電気事業固定資産に附加された場合は、収益的支出として整理するものとする。ただし、当該附加によって当該附加された資産の機能が著しく増進され、又は使用可能期間が著しく延長されるときは、収益的支出として整理しないことができる。

また、山梨県企業局における「電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領」（以下、区分要領という。）の別表「資本的支出基準表」の収益的支出について次のように記載されている。

第3条（収益的支出）  
2 電気事業の固定資産を取替える場合で、その取り替えようとする資産が資産単位の物品とならない物品であるときは、収益的支出として整理する。  
（以下、略）

当該自動給水機は電気事業資産単位の物品による位置づけは、下記の通りである。

目：建物  
 節：鉄筋コンクリート造  
 資産単位：建物給水設備  
 記録単位：給水設備

本件では記録単位である給水設備の交換であり、資産単位である建物給水設備の交換ではないことである。ここでいう資産単位の建物給水設備は、建物附属設備そのものを意味し、建物に付帯された給水設備全体の交換、すなわち建物の建替えが行われない限り資本的支出とはされないこととなる。建物給水設備の一部の交換等は、金額の如何を問わず、資産単位物品に該当しないために修繕費として処理されてしまう。上記の取扱要領や区分要領に従った処理であるが、これらの規定に基づく多くの支出が収益的支出として取り扱われ、GAAP（一般に公正妥当と認められた会計原則）の資本的支出と収益的支出との概念から乖離し、期間損益計算を歪める結果となる。従って、上記取扱要領第十八ただし書を適用して資本的支出として取り扱うべきことを検討することも必要である。

なお、「区分要領」の「資本的支出基準表」の例示でも、下記の通り記載されている。

資本的支出で整理する具体的事例
項目一建物
3 建物の付属設備
暖房、換気、消火、給水、排水、屋外電灯電力の各設備並びに門及び扉等の資産単位物品ごとの取替
備考
軽易な木造建物については、それぞれの全部取替えの場合に限り資本的支出とし、部分取替は収益的支出とする
(下線は、監査人)

Ⅲ. 給与・人事関係  
 (1) 非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与計算において、知識不足やエクセルの入力ミスに起因する計算誤りが散見された。(指摘事項)

発電総合制御所における非常勤嘱託職員等の給与事務について、下記の通りの担当者の知識不足やエクセルの入力ミスに起因する計算の誤り等が散見された。

- ① 扶養控除申告書提出のない職員に対する源泉徴収税額表甲欄の適用
- ② 賞与支給時の源泉徴収漏れ及び計算誤り
- ③ 賞金台帳から源泉徴収簿への転記誤り

山梨県企業局において、非常勤職員、非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与は、その計算から支給、及び源泉税の納付等の全てを各管理事務所等の出先で行うこととされている。(なお、常勤職員の給与計算については本庁で一括して処理される。) 発電総合制御所における非常勤嘱託職員等の給与事務について確認を行ったところ、担当者の給与事務に対する知識不足や給与計算を行うエクセルの入力ミスに起因する計算の誤り等が散見された。

①平成21年度から23年度の期間において、非常勤嘱託職員の一部の者が扶養控除申告書を提出していなかったにもかかわらず、源泉徴収を行うに当たって源泉徴収税額表甲欄の適用を行っていた。その該当する職員の年間給与の合計額は103万円以下であり所得税が発生しないことがその理由であることだが、扶養控除申告書の提出がなされていない者に対しては乙欄での源泉徴収を行うことが給与支払者の義務である。扶養控除申告書が未提出である者に対して甲欄で源泉徴収を行うことは源泉徴収義務違反となる。今後は発電総合制御所からの給与が主たる給与である者に対しては扶養控除申告書の提出を求めた上で甲欄の適用を行い、従たる給与である等の理由により扶養控除申告書の提出を行わない者に対しては乙欄を適用し、源泉徴収を適切に行うことが必要である。

②非常勤嘱託職員に対する賞与について源泉徴収漏れが存在した。賞与に対する源泉徴収税額の算出方法は以下のような計算が行われる。

- 賞与に対する源泉徴収(通常の場合)
- (1) 前月の給与から社会保険料等を差し引きます。
  - (2) 上記(1)の金額と扶養親族等の数を「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に当てはめて税率(賞与の金額に乗すべき率)を求めます。
  - (3) (賞与から社会保険料等を差し引いた金額)×上記(2)の税率  
この金額が、賞与から源泉徴収する税額になります。  
(国税庁ホームページより転載)

上記表中の方法(2)に求めた税率が0%で無い限りは、賞与の支給額の多寡に係わらず源泉徴収税額が発生することとなるが、発電総合制御所において非常勤嘱託職員Aに対して支給した平成22年度上期賞与に対して源泉徴収を行っていないかった。本来は下記に計算した税額874円の徴収が必要であった。

- i Aの前月給与等の額から算出された賞与に対して乗ずるべき税率・・・2%
- ii Aに対する賞与の支給額・・・50,000円
- iii Aに対する社会保険料控除額・・・6,254円
- iv Aの賞与に係る源泉徴収必要額(ii-iii)×i・・・874円

Aについては年末調整において税額の清算が行われているため、年税額に振りは無かったが、所得税の源泉徴収及び納付は月々正履行すべきものである。またAに対する事例は単純な知識の不足によるものであるが、その他にエクセルの入力ミスに起因する次のような事例が存在した。発電総合制御所では非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与計算をエクセルで行っているが、平成22年度のB職員に対する上期賞与の源泉税額計算時に、担当者が誤って本来はエクセルの計算式が入力してあるセルに数値を直接入力してしまったため、賞与に対する源泉税額が誤ったものとなってしまった。さらに、平成23年度の給与計算を行うエクセルファイルは平成22年度のものを使用して使用していたため、平成23年度上期賞与についても全く同様の誤りが発生してしまっていた。このようなエクセル入力誤りは給与計算に対する知識の無い者が発見することは困難であり、前述のとおりそのファイルがコピーされて使用されていくことを考えると、単純ではあるが致命的なミスである。

③賃金台帳に記載されている社会保険料の金額と、源泉徴収簿に記載されている社会保険料の金額に差異が発見された。月々の給与支払いの基礎となる賃金台帳と、年末調整の基礎となる源泉徴収簿はその全ての項目において金額が一致して当然であるが、職員Bに係る当該事項については以下のような不一致が確認された。

賃金台帳における平成22年9月社会保険料控除額	16,852円
源泉徴収簿における平成22年9月社会保険料控除額	16,850円
不一致	}

この原因としては、現行のエクセルにおいては月々作成の賃金台帳から源泉徴収簿への転記は自動では行われず、再度手入力にて行っていることに起因すると考えられる。一般的に手作業での転記はミスが起こりやすく、リスクの高い作業である。今回発見された事例は金額的に僅少であり、税額に与える影響は無かった。しかし、現行の給与事務形態を継続する以上は、転記ミスを起因とする計算誤りというリスクが発生する可能性は高いままであると判断されるため、給与の計算を行なうにあたっては細心の注意を払うべきである。

#### IV. 内部統制関係

(1) 展示施設や啓発活動について実施したアンケート結果に対して、問題点、反省点や改善点等アンケートバックした内容の文書を残しておくべきである。(意見)

発電総合制御所では展示施設を常時設け、また、年3回の啓発活動を行っている。来館者や参加者に対してアンケートを実施し、集計結果等を全職員に回覧している。また、毎月のリーダー会議の際には改善点等の議論を行っていることである。しかし、その内容や意見についての議事録等は残されていない。議論された反省点や改善点等が集約化された一覧性のある文書に残し、施設や啓発活動の改善に役立てるようすべきである。

発電総合制御所では、水力発電、太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギーに関する諸資料や発電の仕組みについて展示し、「環境とエネルギー」に対する理解を深めることを目的として展示施設を設けている。最近では小学校等の環境学習の授業として利用されている。県内だけでなく県外の来館者もあり、入口にはアンケートボックスを設けている。また、小学校の夏休みにあたる7月には3日間連続のクリーンエネルギー学習講座「ゼロンキーズ」を開催し、8月には5日間におたりクリーンエネルギー工作教室を開催している。11月には県民の日協賛事業としてクリーンエネルギーフェスティバルを開催し、県民に対して啓発活動を積極的に行っている。その際には必ず参加者にアンケートを実施している。

平成23年度に実施された内容は次の通りである。

名称	ゼロンキーズ	クリーンエネルギー工作教室	クリーンエネルギーフェスティバル
実施日	7月26日～28日	8月16日～20日	11月12日
内容	学習会、見学会、工作教室	工作教室	工作教室、体験教室、遊具体験
参加費	無料	無料	無料

これらのアンケートは毎月又は開催の度ごとに集計し全職員に回覧し意見を求めている。また、毎月行われているリーダー会議の場においても議論として取り上げられていることである。しかし、その内容や意見についての議事録等は残されていない。PDCAサイクルの中でこれらの会議において出された問題点、反省点や改善点を集約化し、一覧性のある文書として残し、施設や啓発活動の改善に役立てていくべきものと思われる。

(2) 切手と同様に官製はがきについても受払いの記録を行い、残高の管理をするべきである。(指摘事項)

発電総合制御所の金庫内に保管されていた切手の実査を行ったところ、受払の記録がなされていない官製はがき(50円)が1枚存在した。官製はがきは容易に換価可能な現金同等物であり、今後は継続的に受払いの記録を行い、厳格に管理を行うべきである。

山梨県企業局発電総合制御所の金庫内に保管されていた切手の実査を行ったところ、実査日における切手の枚数と郵便切手類受払簿の枚数については差異がないことが確認された。しかし、切手と同じフレームに保管されていた官製はがき(50円)1枚については、受払簿において記録がなされてはいなかった。金類的には僅少ではあるが、官製はがきも切手同様に容易に換価可能な現金等価物であり、今後は継続的に受払いの記録を行い、厳格に管理を行うべきである。また、今後同種の現金等価物が発生した場合には、同様な受払管理を行うべきである。

1-3. 早川水系発電管理事務所

1. 契約関係

(1) 私有地等の賃借にあたっては、地価の下落等も考慮した適切な借地料の検討を行うべきである。(意見)

早川水系発電管理事務所では、電柱敷、電線敷、管理用道路敷、水道管敷、取水口の敷地等として、県や民間の個人・法人から借地をしている。これらの借地料は長期間にわたり据え置かれている。土地の価格を前提として算出される借地料については、地価の下落状態を反映した借地料を検討すべきである。

早川水系発電管理事務所では下記の通り、一部の発電所敷地、電柱敷、電線敷等を賃借しており、借地料等を支払っている。県有地を借地する場合には県行政財産使用料規定に則り山梨県の公有財産台帳に記載された土地の価格を基に借地料を算定し、電柱敷を借地する場合には電気通信事業法施行令に基づき借地料を算定している。一方、個人や法人が所有するその他の土地の借地料については、土地の時価を基に利回りを乗じることにより算定している。また、線下補償料については、「架空送電線の設置に伴う線下補償(阻害率)のあり方について」に基づき、土地の時価に空間部分の利用価値率及び利回りを乗じることにより算定している。

下記の通り、当該借地料は平成1年、平成7年又は平成15年より据え置かれている。借地の対象となる山林の時価は国土交通省の価格を参考に検討されているようであるが、そもそも土地の価格は地域要因及び個別的要因等を反映して形成されるものであり、単に近くに存することをもって当該要因の比較が行われずに同じ価格を適用することは誤りである。土地の価格が下落基調にある中で長期間にわたり借地料等が据え置き状態にあることは不自然である。本来は借地料自体を又は借地料等計算の根拠となる山林の価格を適切に把握し、これらが困難な場合には山林価格の下落率等を反映した借地料等を適切に算定することが必要である。

平成23年度借地内容

借地対象	借地料(円)	借地料等の算定根拠
野呂川発電所敷地(県より借地)	-	県行政財産使用料規定
電柱敷	197,320	電気通信事業法施行令
電線敷	531,226	土地価格に基づく線下補償料
湯島発電所鉄管路敷	146,446	土地価格(平成7年4月より据置)
奈良田第三発電所取水口用地	36,000	土地価格(平成15年10月より据置)
奈良田第三発電所取水口巡視路	826,950	土地価格(平成7年4月より据置)
奈良田第一発電所合宿水道敷	24,950	土地価格(平成1年12月より据置)

尚、参考として、山梨県の山林の公な価格として唯一公表されている山梨県基準地価格のうち、山梨県嶽南地域の山林の基準地価格の推移は下表の通りとなっており、平成1年度、平成7年度及び平成15年度からの基準地山林価格の下落率を算定すると下記の通りとなる。平成1年度及び平成7年度から平成24年度までは50%以上の下落率であり、これをもとに計算した場合には、平成1年度及び平成7年度から据え置かれていた借地料はほぼ半額程度にはなるものと思料される。当該基準地の地価の下落率のみをもって借地料の適正性を判断することはできないが、土地の価格を前提として算出される借地料については、地価の下落状態を反映した借地料を検討することも必要である。

山梨県（嶽南地域）の山林の基準地価格の推移（関連する年度のみ記載）

	①早川町初鹿島	②富沢町福士(参考)	③南部町内船
平成1年度	185円/㎡	101円/㎡	—
平成7年度	201円/㎡	104円/㎡	—
平成14年度	185円/㎡	95円/㎡ *1	—
平成15年度	160円/㎡	—	40.0円/㎡ *2
平成17年度	105円/㎡ *1	—	37.5円/㎡
平成24年度	—	—	36.6円/㎡

\*1 当該年度をもって基準地として廃止又は選定替となった。

\*2 当該年度から新たに基準地として選定された。(②からの選定替)

上記より、平成1年度、平成7年度又は平成15年度から平成24年度までの下落率

①早川町初鹿島

平成1年度から平成17年度まで：△43.2%

平成7年度から平成17年度まで：△47.8%

③南部町内船

平成15年度から平成24年度まで：△8.5%

平成17年度から平成24年度まで：△2.4%

以上より、嶽南地域山林の基準地価格の下落率は、次の通りとなる。

平成1年度から平成24年度まで：(1-43.2%) × (1-2.4%) × (1-2.4%) × △55.4%

平成7年度から平成24年度まで：(1-47.2%) × (1-2.4%) × △51.5%

平成15年度から平成24年度まで：△8.5%

(2) 相続が発生した場合には相続人との間で速やかに借地契約の締結を行うべきである。また、地代を支払う相手先は契約者とすべきである。(指摘事項)

民有地等の借地契約について、相続等で所有者が変更となった場合には契約の変更を適切に行うべきである。また、地代の支払いに際しては、契約者が指定した種数の者に支払うのではなく、契約者＝所有者に対して支払うべきである。

早川水系発電管理事務所では一部の発電所敷地、電柱敷、電線敷や管理用道路等の敷地を賃借している。賃借に当たっては当該土地の所有者と賃貸借契約を締結している。当該借地の相続や譲渡が行われた場合には、新たな土地の所有者と賃貸借契約書を締結している。しかし、相続が発生した場合に、新たな相続人との間で契約が締結されていない事例が見られた。相続人との間で速やかに契約を締結することが必要である。

また、契約者の指示に基づき契約者以外に対して地代支払いが行われている事例が見られた。一般的に地代は土地所有者の使用収益を制限することの対価として支給されるものであるから、本来は土地の所有者に支払われるべきものである。また、東京電力株式会社等の電柱敷きの賃賃に当たっては、土地が共有名義である場合には、支払いの簡素化を図るため、共有者の内代表者に対してのみ支払うことが一般的である。契約者の求めに応じて、契約者以外に支払うことは、いたずらに支払事務を煩雑にし、かつ、地代支払いの事実についてトラブルの元となる。したがって、賃料は基本的には契約者＝所有者に支払うべきである。

(3) 有価廃材について速やかに売却処分等の処理を行うべきである。(指摘事項)

早川水系発電管理事務所では、平成19年度に固定資産の除却時に生じた有価廃材を残存価格で一般貯蔵品(不用品)へ計上し、また、施設の修繕時に生じた有価廃材を除外として処理していた。これらが実際に売却に付されたのは平成24年1月である。再使用の可能性のないものについては速やかに売却等の処分を行うべきである。

早川水系発電管理事務所では平成19年度において、奈良田第二発電所固定資産の除却時(平成19年4月)に発生した有価廃材を当該固定資産の残存価格をもって、一般貯蔵品(不用品)として計上している。また、銅管の修繕時に発生した不用銅管も別途保管していた。その内容は次の通りである。

品名	重量(kg)	帳簿価格(円)	
硬銅より線	7,700	283,739	銅くず1号銅線
硬銅より線	351	7,087	銅くず2号銅線
亜鉛メッキ銅より線	1,030	839,783	鉄くずペー-H3
冷却用蛇管	572	簿外	上銅

※上記重量は売却時に計量されたもの。

上記廃材は倉庫保管されていた。これらは平成23年度になり、入れにより5,215,428円(再計量後の変更契約分も含む)で平成24年1月に売却され、上記帳簿価格との差額4,028,289円が固定資産売却益として計上されている。

倉庫スペースがあり、修繕のための再利用を考え、また処分時の事務コストがかかるためある程度まとめた処分の処分を考えたことである。しかし、有価廃材はほぼ5年間にわたり保管され、修繕のための保管とはいえ使用された様子はなく、本来規則等を設けての適正な数量の保管に努めるべきであり、結果としてではあるが、上記のとおり5百万円以上の資金が在庫として拘束されていたこととなる。棚卸を含め当該在庫自体を適切に管理しなければならぬコスト等を勘案すると、これらの有価廃材は速やかに売却の手続をとるべきであった。

また、修繕時に出た銅管は撤去後の保管について議事録等も残されておらず、簿外として処理されている。有価物を簿外の状態でも長期未処理としておくことは財務状況が適正に表示されず、企業財務上も好ましいことではないことから、速やかに売却処分すべきである。

II. 固定資産・棚卸資産関係

(1) 期末に所有するタービン油やガソリン、電気設備の予備部品等は貯蔵品として漏れなく計上すべきである。(指摘事項)

早川水系発電管理事務所の倉庫内等を実査したところ、簿外となっている物品が確認された。主な物品の価額を集計すると約680万円にも上るが、受払いの記録、現物検査等は行われず、帳簿上にも計上されてはいなかった。これらの行為が規程に反していることは明らかである。今後は資産管理の面のみならず、貯蔵品の計上は適正な期間損益計算を行うためにも重要であるため、規程に従った取扱を行っていくべきである。

平成24年10月3日に早川水系発電管理事務所の倉庫内等を実査したところ、簿外となっている物品が確認された。主な資産は以下のとおりである。

①タービン油	2000ドラム缶×約10本×約@280円=約560,000円
②グリース	約23本(16kg缶)×約@9,000円=約207,000円
③ガソリン	約3,2600×約@118円=約384,680円
④軽油	約2,1300×約@109円=約232,170円
⑤変圧器用高圧ワッソング4本	5,448,000円
合計	約6,831,850円

(注) ①から④までの単価は実査日直近のものを用いて試算を行った。⑤については当時の購入価額による(購入時期は不明)。なお倉庫内にはその他、電線等の修理部品などが多数保管されていた。

山梨県企業局財務規程では貯蔵品の扱いについて以下のように定めている。

「山梨県企業局財務規程」(抜粋)

第76条 貯蔵品の庫入及び庫出は、振替伝票(略)により処理し貯蔵品出納簿に記載しなければならない。

第80条 企業出納員又は物品取扱員は、その保管にかかると物品を倉庫、その他特別の場所に品名、形状等の別に整理しなければならない。

第83条 企業出納員は、貯蔵品について、毎事業年度のうち少なくとも1回以上現物検査(略)を実施してその結果についてたな卸明細表(略)を作成し、所出納員にあつては局出納員に、局出納員にあつては局本庁分と一括して、管理者に報告しなければならない。

前述した物品は経常的に保有しているものと考えられるが、継続的に受払の記録はなされておらず、決算時においても貯蔵品として計上されてはいなかったが、これは上記